

社会保険労務士による



# 『労働相談』

◆開催日 毎月/第2(土)・第4(土)・第3(水)

◆時間帯 ①13:00~14:00

②14:00~15:00

第4土曜日と同一週  
の場合は第2水曜日

※2022年1月より、1日の相談枠が上記の2枠となります

◆相談場所 茅ヶ崎市勤労市民会館

◆予約方法 **要予約**/電話及び当館受付にて

※予約制、完全個室、相談料は無料

◆予約について 各時間帯1名/1日**2名**まで

◆当日予約に空きのある場合は相談を  
お受けいたします 受付にご確認願います



突然辞めてくれと言われたが  
どうしたらいいですか？

賃金を支払ってもらえないが  
どうしたらいいですか？



労働問題全般  
社会保険制度について



労働保険や社会保険制度の  
制度・手続きを知りたい！

法律が改正されたが、どう  
なったのか概要を知りたい！

▼申し込みはこちらへ

〒253-0044 茅ヶ崎市新栄町13-32

茅ヶ崎市勤労市民会館 ☎0467-88-1331

※当館には、駐車場はございません。最寄りの駐車場か公共交通機関をご利用願います。